

資料3

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC		非水田 PEC
		Tier1	Tier2	Tier1
インピルフルキサム	15	0.90	—	0.010
オリザリン	75	—	—	0.0087
カルボスルファン	0.040	—	0.0052	0.021
プロパニル	49	29	0.61	—
プロピザミド	470	—	—	0.012
フロラスラム	9.4	—	—	0.00014

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC

2. 基準値設定後の対応

水産 PEC が水産基準値案の10分の1になることが確認できなかったカルボスルファンについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。

また、プロパニルについては、第1段階水産 PEC が水産基準値案の10分の1以上であったため、第2段階水産 PEC を算出した。その結果、水産 PEC が水産基準値案の10分の1未満になることが確認できたため、モニタリングの対象外とする。